

## [ 1 1 ] 自動車事故対策機構（NASVA）による介護料支給

概 要	自動車による交通事故が原因で、「脳」、「脊髄」または「胸部臓器」に重度の後遺障害が残り、日常生活動作において「常時」または「随時」の介護が必要な人に対し、介護料が支給されます。
対 象 者	<p>特Ⅰ種(最重度)・・・Ⅰ種該当者のうち、一定の要件に該当する人  Ⅰ種(常時要介護)・・・自動車損害賠償保障法施行令 別表第一第1級1号または、2号に認定されている人  Ⅱ種(随時要介護)・・・自動車損害賠償保障法施行令 別表第一第2級1号または2号に認定されている人</p> <p>※Ⅰ種、Ⅱ種については同等の障害を受けた人が対象となる場合があります。</p>
介護料の支給 対象となる費用	<p>(1) 訪問介護等在宅介護サービス  (2) 介護用品の購入等(修理を含む)  (3) 消耗品の購入</p>
支給の制限	<p>(1) 次のような支援を受けている人  ①NASVA(ナスバ)療護施設等に入院している人  ②他の法令に基づく施設に入所している人  ③他の法令に基づく介護料相当の給付を受けている人 など  (2) 主たる生計維持者の合計所得金額が年間1000万円を超える人</p> <p>※ 詳しい手続きやその他の支給できない条件等は、下記までお問合せください。  ※ NASVA（ナスバ）職員が介護料受給者の家庭を訪問し、情報提供などを行う「訪問相談」も行っています。</p>
窓 口	<p>独立行政法人自動車事故対策機構大阪主管支所  電話:06-6942-2804  ホームページ:<a href="http://www.nasva.go.jp">http://www.nasva.go.jp</a></p>